

(適格請求書発行事業者における課税事業者届出書の提出)

問 17-2 当社は、適格請求書発行事業者です。この度、基準期間における課税売上高が1,000万円を超えることとなりましたが、「消費税課税事業者届出書」の提出は必要でしょうか。  
【令和7年4月追加】

【答】

「消費税課税事業者届出書」(以下「課税事業者届出書」といいます。)は、課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円を超えることとなった場合等に提出することとされていますが、適格請求書発行事業者は、基準期間における課税売上高が1,000万円を超えるかどうか等にかかわらず、課税事業者となることから、ご質問のように、適格請求書発行事業者の登録を受けている課税期間(登録日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間に限ります。)については、「課税選択届出書」の提出を行った場合と同様<sup>(注)</sup>に、「課税事業者届出書」を提出しなくて差し支えありません。

(注) 「課税選択届出書」を提出している事業者においても、当該届出書を提出した日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間については、その基準期間における課税売上高が1,000万円を超えるかどうかにかかわらず、課税事業者となることから、「課税事業者届出書」は提出しなくて差し支えないこととされています(基通17-1-1)。